

## 第 46 回大阪府人権施策推進審議会 議事概要

### (開催要領)

日時：令和 5 年 11 月 10 日（金）午後 15 時 30 分から 17 時まで

場所：大阪府庁新別館北館多目的ホール

（ウェブ会議併用）

出席委員：（会場出席） 小野委員、志水委員

（ウェブ出席） 内田委員、大槻委員、岡田専門委員、興津委員、勝山委員、三部委員、千代松委員、  
内藤委員、前田委員、若林委員

（計 12 名）

### (議事次第)

1. 開会

2. 議題

(1) 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の改正について

（報告）

(2) 「大阪府人権施策推進審議会規則」の改正について（報告）

(3) 大阪府人権施策推進審議会における部会の設置、部会長及び部会委員等の指名等について

3. 閉会

(議事録概要) 【◎：会長の発言 ○：委員の発言 ●：事務局等の説明、応答等】

### ●事務局

資料 1 をご覧ください。「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の改正につきましては、6 月、7 月の大阪府人権施策推進審議会でのご審議を経て、7 月 28 日付けで答申をいただいたところでございます。答申につきましては、参考資料 1 にて配付させていただいております。

その後、8 月 1 日から 30 日までパブリックコメントを実施いたしました。個人・団体合わせて 7 つの団体・個人から合計 40 件のご意見をいただきました。これらのご意見に対する府の考え方につきましては、参考資料 2 にて、配付させていただいておりますが、9 月 11 日に公表しております。なお、パブリックコメントを踏まえての条例改正案の修正はございませんでした。

9 月 21 日に開会しました定例府議会に条例改正の議案を提出いたしました。府議会での審議においては、条例改正の背景と趣旨をはじめ、ネット上の誹謗中傷への対応、専門相談窓口、事業者の責務、インターネットリテラシーの向上への取組などについて、質疑がございました。

その要旨につきましては、参考資料 3 にまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、これまで条例改正の内容につきましては、先の審議会でもお示ししていたところですが、改正条例の文言についてご説明させていただきます。

資料 2 をご覧ください。まず「不当な差別的言動」の定義でございます。第 2 条第 1 号に、削除要請や説示・助言を行うにあたって、その対象となる「不当な差別的言動」の定義を追加しております。具体的には、本審議会でご説明していただきましたとおり、「人種、民族」をはじめ、「性的指向、性自認」といった今日的課題まで例示として、「共通の属性」を列記しております。

次に2ページ目の第6条の事業者の責務の規定をご覧ください。事業者の努力義務として、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、事業活動を行うにあたって、府が実施する施策に協力することの3つを規定しております。

次に、2ページ末尾から3ページをご覧ください。今回の条例改正の主な目的となります、削除要請等と説示・助言を府の施策として実施することの条例上の根拠として、規定を追加しております。第12条の削除の要請等につきましては、不当な差別的言動があることが明らかであるなど、必要があると認めるときに、府がプロバイダ事業者等に対して「不当な差別的言動」の削除を要請すること、国その他の関係機関に当該情報を通報することができるかと規定しています。

第13条の説示又は助言につきましては、削除要請を行ってもなお情報が削除されない場合に、情報を発信・拡散した者が明らかであるなど、必要があると認めるときに、説示・助言を行うことができると規定しています。

次に、第15条として審議会への諮問の規定を追加しています。府が行う施策の検証、削除要請等や説示・助言を行うにあたっての基本的な考え方などについて、審議会に諮問するものです。

最後に、附則の規定です。施行期日を定めております。削除要請等と説示・助言の規定につきましては、これらを行うにあたっての基本的考え方を審議会で審議いただく準備期間や府民への周知期間が必要であることから、令和6年4月1日施行とし、それ以外は公布日施行としています。附則の規定をご覧くださいますと、第1項中に「第一条」、第2項冒頭に「第二条」と記載がございます。これは、本改正条例のように施行日が2段階に分かれる場合に、施行日ごとに改正の対象となる条文をひとくくりにして、改正条例の条文を整理しているためでございます。今回の場合、ひとくくりにした「第一条」とは、「公布日」施行とした「条例第2条第1号」の不当な差別的言動の定義にかかるものと、「第6条」の事業者の責務の規定を指します。

また、ひとくくりにした「第二条」とは、「令和6年4月1日」を施行日とした「条例第12条、13条、15条」の規定を指しております。参考資料4に公布された改正条例を添付しております。

なお、附則の第2項は、条例第15条「審議会への諮問」の施行日は令和6年4月1日ですが、本審議会の部会で審議いただく予定の削除要請等を実施するにあたっての基本的考え方の整理等は、条例の施行日前でも「準備行為」として行える旨を規定したものでございます。条例の施行日が2段階に分かれるため、このような表記となっております。

条文のご説明は以上です。これまでの経過、改正条例の内容のご報告は以上となります。

## ◎会長

ありがとうございます。

こちらの検討につきましては先ほどありましたとおり、答申をまとめて、出した後、その後、先ほどご報告いただいたようにパブリックコメントをされて、40件のご意見が出たということで、参考資料をご覧くださいただければということです。さらに府議会の方へ提出いたしまして、それについても内容が出ておりますけれども、先ほどご報告いただいたように、実際にこれが成立したということになるわけです。資料1・資料2に基づいてご説明いただいた内容、あるいはその他の参考資料等についても、皆さんの方からご意見・ご質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

## ○委員

結構だと思います。コメントということではございますが、教育学が専門ですので、コロナ禍で、子どもたち1人必ず端末を持って、それを駆使して学習を進めていくという形が日本中で成立しているの、子どもたちに対しては先ほどありました、インターネットリテラシーという文言で言われるような力を獲得するというのは

もうこの時代、必須になっていると思います。片や大人社会というのはなかなかすぐには変わらないところがありますけれども、例えば委員の先生方、大学の先生も多いわけです。大学で時々ハラスメントという事象が起こったりします。そのときに大事なことはやっぱり組織として、ハラスメントは絶対許さないという決意を示し、なおかつそれが具体的に何なのか、それに対して、声を上げやすいような、体制づくり、組織の中だとしたら、こういう手順でしっかりと対応するということを示す制度が不可欠だと思うんですけども、今回の条例は、インターネット上の人権侵害等について、同じようなガイドライン的な役割を担うものとして、成立できたので、私としては素晴らしいなと思いましたし、今言ったように例えば、途中でつけ加わった項目で、第2条ですと、具体別に不当な差別的言動とはこういうものだとか具体的に例示されている。第6条は事業者に対しても努力事項になりますけれども、要望をしっかりと出している。

第12条、13条としては何か事が起こったときに府としてこのように対応すると、この13条は、以前議論があった説示・助言ですね。処罰できるようなそういう強い言葉では言っていないので、そこが今後の一つの課題かと思えますけれども、府としてどういった対応をとるのか明示されて、よいものができたのではないかと感じております。

#### ◎会長

ありがとうございました。まさにこの場で議論してきたことが反映されているということかと思えます。まずはこの点よろしいでしょうか。特にご意見はないということで確認いたしました。どうもありがとうございます。

それでは続きまして議題の(2)に移ってまいります。議題の(2)は、「大阪府人権施策推進審議会規則の改正について」ということになります。

規則改正については前回の審議会で事務局からご説明がありました。改正条例では府が削除要請や説示・助言を実施するにあたっての基本的な考え方等について、審議会の意見を聞くことになっていますが、これについては、部会において審議するため、規則の改正を行うということでした。条例改正に合わせて、審議会規則を改正されたとのことですので、その内容について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

#### ●事務局

それでは、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。審議会規則の新旧表となっております。

審議会規則第2条第1項をご覧ください。改正前は、委員定数が12人以内となっており、12人の委員にご就任いただいております。今般、部会を3名程度で構成したいと考えておりましたことから、3名全員が新任になる場合を想定し、3名プラスして、15人以内とすること、また、審議会規則第6条をご覧ください。改正前は部会の定数の規定がございませんので、部会の定数として、改正後の第2項で、「3人以上」との規定を設けております。

また、第6項に部会の定足数として、部会に属する委員の過半数、3人で組織する部会にあっては、全員の出席が必要との規定を追加しております。これは、3人で構成する部会で1人欠席の2名となりました場合に、2名の意見が異なった場合、第6条第7号で準用する第5条第3項の規定により、常に部会長の決するところとなり、会議体の意味がなくなってしまうために設けたものでございます。規則改正の説明は以上でございます。

#### ◎会長

ありがとうございました。

資料3を基に新旧対照表のご説明をいただきました。第2条ですね、委員を15人以内です。そして今ご説明

ありました第6条のところでの部会の説明ということでございました。こちらについて何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これについても前回、ある程度皆さんかかわっていたところもありますので、それが明らかな形でこういう形になっているということをご確認いただければいいかというふうに思いますので、よろしいでしょうか。それでは確認していただいたということで、ありがとうございました。

それでは実際の部会の件に移ります。議題(3)「大阪府人権施策推進審議会における部会の設置、部会長及び部会委員等の指名等について」、事務局から説明をお願いいたします。

## ●事務局

それでは説明させていただきます。

資料4をご覧ください。本審議会に設置する部会についてご説明いたします。部会は、インターネット上の人権侵害情報の解消に向け、有識者から意見を聞くため、大阪府人権施策推進審議会に設置するものでございます。部会の設置にあたっては、インターネットの特性を踏まえ、専門的かつ迅速な検討が求められることから、ネット上の人権侵害に精通する少数の委員の構成とし、より機動的な対応を図ることとしています。名称を「インターネット上の人権侵害解消推進部会」としています。

次に、審議事項でございますが、削除要請等や説示・助言を行うにあたっての基本的考え方、社会的影響が大きい事案が生じた場合に、被害の拡大防止に向け、府民への啓発や適切な被害者支援の府としての対応のあり方、インターネット上の人権侵害解消に向けた施策の検証や、有識者会議において、引き続き検討課題とされた事項等の新たな取組に関することについて、ご意見をお聴きすることとしております。

「委員構成」についてですが、表現の自由と不法行為の関係や、行政指導のあり方に精通する委員、法律実務に精通する専門委員の4名の構成で設置させていただきたいと考えております。部会設置後の予定としましては、今月から月1回のペースで3回にわたりご審議をお願いしたいと考えております。

なお、審議会規則第6条第3項に「部会に属する委員等は、会長が指名する。」、第4号に「部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。」との規定がございますので、部会委員、部会長につきましては、会長からご指名いただきたく存じます。あわせて、規則第6条第8項に「審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」との規定がございますので、この「インターネット上の人権侵害解消推進部会」における審議事項について、部会の決議をもって審議会の決議とすることをお諮りしたく存じます。

次に資料5をご覧ください。審議会規則第11条において、「規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める」こととされております。これを踏まえ、部会の運営方法について定めるものが資料5の運営要領(案)でございます。

第1条で要領の趣旨、第2条では部会で扱う審議事項を規定しております。これまでのご説明のとおり、「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」第15条の規定に基づき、知事から諮問のあった事項としております。第3条で部会の定数を規定しております。第4条は、部会の運営方法でございます。第1項で、部会長が部会を招集し、議長となること、第2項で、先ほど申し上げましたが、部会の決議を審議会の決議とする旨を規定しております。部会での審議事項としまして、削除要請等や説示・助言を行うにあたっての基本的考え方、社会的影響が大きい事案が生じた場合の対応、施策の検証、新たな取組の検討を予定していますが、いずれも、原則として、部会において決定していただくこととしております。

なお、審議会規則第6条第5項の規定により、部会長は、部会の審議状況および結果について、本審議会に報告することとなっております。

最後に、部会運営に関し必要な事項は部会長が定める旨を第5条に規定しております。運営要領(案)の説

明は以上でございます。

#### ◎会長

ありがとうございました。

この部会につきましてはそもそもこちらの審議会ですでに決定しているところでございます。今はその詳細についてのご説明をしていただいたということになります。

まずは部会長および部会委員につきましては、こちらにつきましては既にご本人から内諾を得ておりますので、先ほど説明がありましたとおり私の方から指名をさせていただきます。

インターネット上の人権侵害解消推進部会の委員に、まず興津委員、そして勝山委員、若林委員を指名いたします。その上で部会長につきましては、勝山委員にお願いしたいと考えております。さらに、部会の専門委員としまして、岡田専門委員にお願いしたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。委員の指名、及び部会長の指名をさせていただきます。

#### ○委員

ご指名にあずかりまして、部会長を部会の委員の皆様と協力させていただき、務めさせていただきたいと思っております。事務局の方々にも、またご協力いただくとと思っておりますが何卒よろしくお願い申し上げます。

#### ◎会長

続きまして、部会の運営要領ということになるわけですけれども、審議会規則第 11 条では、会長の定めるところということになっておりますが、委員の皆様のご意見を伺った上で決めたいと考えております。先ほどの説明を含めましてこのような形でよろしいかどうか、ご意見を求めたいと思っております。皆様ご異議ないでしょうか。

ご異議がないようですので、それでは部会の運営要領は案のとおりにするということで確認いたします。ありがとうございました。では、ご了解をいただきましたのでそのように進めさせていただきます。それでは予定していた審議は以上で終了ということになります。皆様何かご意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

これまでやってきたことが、これで形になりまして、部会を設置して、次は部会の方で、実働していくということになります。しっかりと進めていくことができると考えております。

それでは本日の議題は以上で終了ということになります。事務局の方に司会をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

#### ●事務局

委員の皆様ご協力ありがとうございました。小野会長、議事進行ありがとうございました。それでは、これをもって第 46 回大阪府人権施策推進審議会を終了します。ありがとうございました。